	保健、衛生、防疫及び薬剤に関すること。
一課	精神及び神経系疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
二課	内科系身体疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
三課	外科系身体疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	看護に関すること。

を

八王子医療刑務所	
大阪医療刑務所	

に改める。

保健課	保健、衛生、防疫及び薬剤に関すること。
医療第一課	精神及び神経系疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
医療第二課	内科系身体疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
医療第三課	外科系身体疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
看護課	看護に関すること。
保健課	保健、衛生、防疫及び薬剤に関すること。
医療第一課	精神及び神経系疾患の医療に関すること（看護第一課及び看護第二課の所掌に属するものを除く。）。
医療第二課	内科系身体疾患の医療に関すること（看護第一課及び看護第二課の所掌に属するものを除く。）。
医療第三課	外科系身体疾患の医療に関すること（看護第一課及び看護第二課の所掌に属するものを除く。）。
看護第一課	病室における看護に関すること。
看護第二課	診察室、手術室その他の施設における看護に関すること（看護第一課の所掌に属するものを除く。）。

第二十九条の表支所の名称の欄中「姫路拘置支所」を「姫路拘置支所　奈良拘置支所」に、「岐阜拘置支所」を「岐阜拘置支所　岡崎拘置支所」に改める。

第三十一条第一項中「六百二十三人」を「六百二十一人」に改める。

別表第一のうち二　少年刑務所の表奈良少年刑務所の項を削る。

別表第二のうち一　刑務所の支所の表黒羽刑務所の項を次のように改める。

黒羽刑務所	宇都宮拘置支所	宇都宮市
	大田原拘置支所	大田原市

別表第二のうち一　刑務所の支所の表前橋刑務所の項を次のように改める。

前橋刑務所	足利拘置支所	足利市
	高崎拘置支所	高崎市
	太田拘置支所	太田市

別表第二のうち二　少年刑務所の支所の表奈良少年刑務所の項を削る。

別表第二のうち三　拘置所の支所の表名古屋拘置所の項の次に次のように加える。

京都拘置所	奈良拘置支所	奈良市
	葛城拘置支所	大和高田市

第二条　刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表刑務所等の名称の欄中「八王子医療刑務所」を「八王子医療刑務所　東日本成人矯正医療センター」に改める。

第五条の表刑務所等の名称の欄中「喜連川社会復帰促進センター」を「喜連川社会復帰促進センター　東日本成人矯正医療センター」に改める。

第九条第一項中「喜連川社会復帰促進センター」の下に「、東日本成人矯正医療センター」を加える。

第二十二条の表刑務所等の名称の欄中「大阪医療刑務所」を「東日本成人矯正医療センター　大阪医療刑務所」に改める。

第三十一条第一項中「六百二十一人」を「六百二十五人」に改める。

別表第一のうち一　刑務所の表八王子医療刑務所の項の次に次のように加える。

東日本成人矯正医療センター	東京都

第三条　刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表刑務所等の名称の欄中「八王子医療刑務所　東日本成人矯正医療センター」を「東日本成人矯正医療センター」に改める。

第二十二条の表八王子医療刑務所の項を削る。

第三十一条第一項中「六百二十五人」を「六百二十一人」に改める。

別表第一のうち一　刑務所の表八王子医療刑務所の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同年十月一日から、第三条の規定は平成三十年二月二十八日から施行する。

○法務省令第九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十条第三項及び第十一条第三項の規定に基づき、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

法務大臣　金田　勝年